

## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 1	対象機関名	大阪法務局
事項(項細目)	1 - (1)		
件 名	司法書士等及び土地家屋調査士に関する不利益処分情報を所管法令に従い官報公告しているが、自局ホームページで公表していないもの		

司法書士及び司法書士法人は、司法書士法第 3 条に基づき、登記又は供託に関する手続についての代理など、また土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人は、土地家屋調査士法第 3 条に基づき、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量などの業務に従事しており、その懲戒処分については、次表のとおり、司法書士法及び土地家屋調査士法に基づき法務局又は地方法務局の長が行うことができるとされている。

表 司法書士、司法書士法人、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分権限等

対象者	懲戒処分権者	懲戒処分の種類	関係する法令条項
司法書士	法務局又は地方法務局の長	戒告、2 年以内の業務の停止、業務の禁止	司法書士法第 47 条
司法書士法人(注 1)	同 上	戒告、2 年以内の業務の全部又は一部の停止、解散	司法書士法第 48 条
土地家屋調査士	同 上	戒告、2 年以内の業務の停止、業務の禁止	土地家屋調査士法第 42 条
土地家屋調査士法人(注 2)	同 上	戒告、2 年以内の業務の全部又は一部の停止、解散	土地家屋調査士法第 43 条

(注) 1 司法書士法人とは、司法書士法第 26 条に基づき、同法第 29 条に定める業務を行うことを目的として司法書士が共同して設立した法人をいう。

2 土地家屋調査士法人とは、土地家屋調査士法第 26 条に基づき、同法第 29 条に定める業務を行うことを目的として土地家屋調査士が共同して設立した法人をいう。

また、法務局又は地方法務局の長は、①司法書士法第 47 条に基づく司法書士への懲戒処分及び同法第 48 条に基づく司法書士法人への懲戒処分を行ったとき、②土地家屋調査士法第 42 条に基づく土地家屋調査士への懲戒処分及び同法第 43 条に基づく土地家屋調査士法人への懲戒処分を行ったときは、遅滞なくその旨を官報で公告することとされている(司法書士法第 51 条及び土地家屋調査士法第 46 条に基づく)。

さらに、法令により公表等が義務づけられている情報については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者(C10)連絡会議決定)において、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供することが定められている。

今回、当局が大阪法務局を調査したところ、大阪法務局長は、司法書士、司法書士法人及び土地家屋調査士に対し、次表のとおり懲戒処分を行っている状況がみられた。しかし、同局では、これらの懲戒処分結果の公表を官報で告示するのみにとどまっており、ホームページによる公表を実施していない。

なお、司法書士や土地家屋調査士等の案内や各種情報については、大阪法務局のホームページには掲載しておらず、リンク先である本省が運営する i) 民事局のホームページや ii) 全国の法務局

のホームページにおいて掲載しているが、これらのページにも懲戒処分情報は公表されていない。

ホームページによる公表を実施していないことについて、同局では、「司法書士及び土地家屋調査士の懲戒処分の情報は、司法書士法及び土地家屋調査士法に明記された方法（官報による公告）で公表している。なお、今までの経緯は分からないが、ホームページによる公表を定めた同指針の存在を担当者は承知しておらず、ホームページによる公表についても検討していない。」と説明している。

表 平成 21 年度以降大阪法務局長が実施した、司法書士、土地家屋調査士等への懲戒処分件数  
(単位：件)

対象者	処分内容	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度 (7 月末まで)	公表状況	
						官報	ホームページ
司法書士	戒告	2	1	1		有	無
	業務停止	2	3	9	1	有	無
	業務禁止		1	1		有	無
司法書士法人	戒告			1		有	無
土地家屋調査士	戒告	1				有	無
	業務停止	1	1			有	無
	業務禁止			1		有	無

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

## リンク先 1 《本省民事局ホームページの掲載状況》

[トップページ](#) > [法務省の概要](#) > [各組織の説明](#) > [内部部局](#) > [民事局](#) > [司法書士及び土地家屋調査士関係](#)

### 司法書士及び土地家屋調査士関係

司法書士及び土地家屋調査士の業務は、登記・供託の申請手続の代理等国民の権利の保全に大いに関与があるので、その適正を図るため、司法書士会及び土地家屋調査士会に対する指導、会則の認可等の事務を行っています。また、司法書士又は土地家屋調査士となるには、法務大臣が行う司法書士試験又は土地家屋調査士試験に合格すること等が必要とされているので、この試験を実施しています。

- [司法書士の業務](#)
- [司法書士試験受験案内](#)
- [司法書士の資格認定に関する訓令](#)
- [司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の認定](#)
- [土地家屋調査士の業務](#)
- [土地家屋調査士試験受験案内](#)
- [土地家屋調査士の資格認定に関する訓令](#)
- [土地家屋調査士の民間紛争解決手続代理関係業務の認定](#)

司法書士及び土地家屋調査士の業務紹介等を集約して掲載しているが、懲戒処分情報は掲載していない。

### 法務省の概要メニュー

- ▶ [法務省幹部一覧](#)
- ▶ [法務省の沿革](#)
- ▶ [組織図](#)
- ▶ [各組織の説明](#)
  - ▶ [内部部局](#)
  - ▶ [地方支分部局](#)
  - ▶ [施設等機関](#)
  - ▶ [外局](#)
  - ▶ [特別の機関](#)
  - ▶ [所管法人](#)
  - ▶ [特別民法法人](#)
  - ▶ [関係団体](#)
- ▶ [ボランティア](#)

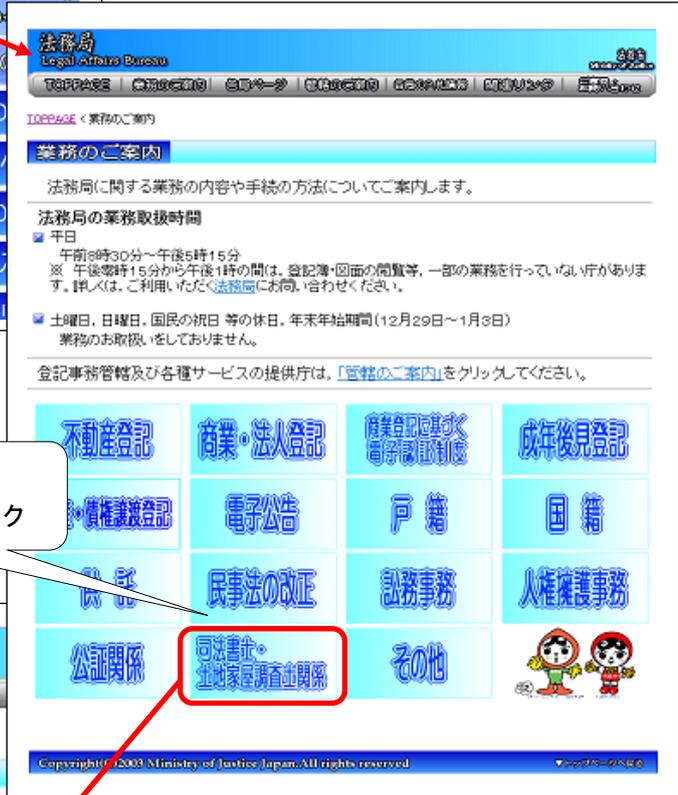
### その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [広報・報道・大臣会見](#)

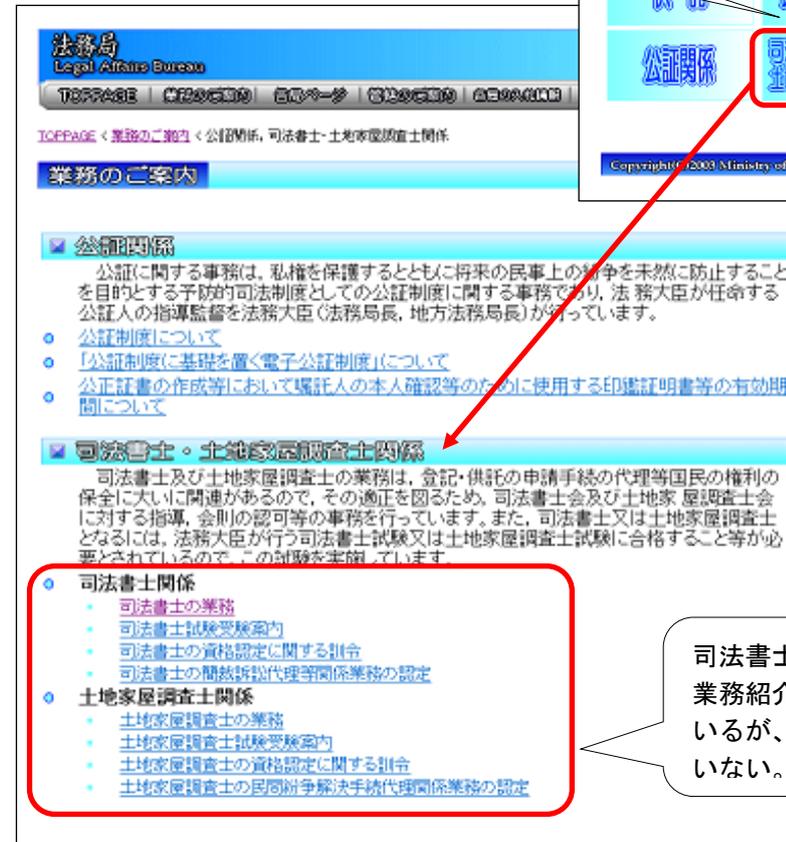
リンク先2 《本省で運営している法務局ホームページの掲載状況》

「業務のご案内」をクリック

(トップページ)



「司法書士・土地家屋調査士関係」をクリック



司法書士及び土地家屋調査士の業務紹介等を集約して掲載しているが、懲戒処分情報は掲載していない。

## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 2	対象機関名	近畿地方環境事務所
事項(項細目)	1 - (1)		
件 名	土壤汚染対策法に定める指定調査機関の指定取消処分の公示を官報で行っているが、ホームページで公表していないもの		
<p>                     土壤汚染対策法に基づく指定検査機関の指導・監督については、以下のとおり規定されている。                      同法に基づく土壤の調査には、試料採取地点の選定や試料採取方法等により結果が大きく左右され、調査結果の信頼性を確保するためには調査を行う者に一定の技術的能力等が求められることから、土壤の調査を的確に実施できる者を環境大臣が指定し（法第3条第1項）、土壤の調査を行う者について当該指定を受けた者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行うこととされている。                 </p> <p>                     指定調査機関は、地方環境事務所長（注）に対する事業所名称変更内容等の届出義務及び業務規程の届出義務があり（法第35条、第37条第1項）、地方環境事務所長（注）は、指定調査機関が行う業務の信頼性確保のため、同機関に対し、①改善命令（法第36条第3項）、②適合命令（法第39条）、③指定取消（法第42条）を行うことができることとされている。                 </p> <p>                     また、地方環境事務所長（注）は、指定調査機関の指定や更新を行わないことによる指定の失効、指定取消、業務廃止の際にはその旨を公示しなければならないとされている（法第43条）。なお、その具体的な方法は、官報告示及び公告等によるとされている（環境省水・大気環境局土壤環境課「土壤汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き（平成22年4月版）」）。                 </p> <p>                     （注）土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第27条に基づき、これらは地方環境事務所長に権限が委任されている。                 </p> <p>                     さらに、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、法令により公表等が義務づけられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供することが定められている。                 </p> <p>                     今回当局が近畿地方環境事務所を調査したところ、次表のとおり、平成23年度において指定調査機関の指定取消（1件）を行っている状況がみられた。しかし、同事務所では、当該指定取消処分を官報で告示するのみにとどまっており、ホームページへの掲載による公表を実施していない。                 </p> <p>                     このことについて、同事務所では、同指針の存在を承知していなかったことから、ホームページに掲載して公表していなかったが、ホームページで公表することへの技術的な問題はないとしている。                 </p> <p>                     ※ なお、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととされており、同機関は一定の経理的基礎及び技術的能力を有し、土壤汚染状況調査等を公平に行うことができる者を指定することとされていることから、その指定取消情報は、調査依頼者等にとって重要な情報であると考えられ、より広範囲に情報を伝達し、かつ容易に情報にアクセスできるよう、官報のみならずホームページを活用した指定取消情報の公表が求められる。                 </p>			

表 近畿地方環境事務所における指定調査機関の指定取消処分事例

指定取消年月日	取消理由	公表状況	
		官報	ホームページ
平成 23 年 9 月 16 日	改正土壌汚染対策法に対応した業務規程が未届けだったため	有 (平成 23 年 10 月 31 日官報)	無

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 3	対象機関名	大阪航空局
事項（項細目）	1 - (2)		
件 名	航空運送事業者に対する文書による行政指導について報道発表しているが、これをホームページで公表していないもの		
<p>大阪航空局では、行政処分及び行政指導に関して、「大阪航空局所管許可事業者行政処分審査会設置要領」及び「大阪航空局の所管する本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者に対して行う行政指導について」を策定し、管内の航空運送事業者等に対する指導・監督を実施しており、平成 21 年度以降、次表のとおり、文書による業務改善勧告及び嚴重注意（いずれも行政指導）を合計 7 件実施している。</p> <p>また、公表に関して、「大阪航空局広報対応要領」を策定し、行政処分及び嚴重注意以上の文書による行政指導については、同要領に定める「国民の生活及び社会的に影響・関心が高いと思われる情報に関するもの」に相当し、公表が必要であるとしており、上記 7 件の行政指導については、同要領に基づき、マスコミ各社へ報道資料を送付している。</p> <p>しかし、大阪航空局では、同要領において、自局のホームページへの運営や掲載基準に関し特段規定しておらず、別途ホームページに関する運営要領等を策定していないこともあって、上記の 7 件については、自局ホームページへ掲載していない。</p> <p>※「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」により、行政機関に蓄積されている行政情報については、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、原則としてホームページにより提供することを積極的に推進することとされている。</p> <p>また、国土交通省では、建設業者等 20 分野に関し、国土交通省が定める「ネガティブ情報」（全ての行政処分及び個別の事業者に対する社会的影響の大きな行政指導等）について検索できる「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」を平成 19 年 10 月 1 日から開設し、航空運送事業者もその対象分野としている。</p> <p>しかし、大阪航空局では、上記の 7 件については当該サイトへの掲載に該当するものとみなしているものの、当該サイトの運営に関して本省から事前に示された手順によると、本省から定期的（毎月）に報告が求められることとされているが、少なくとも平成 21 年 4 月以降、報告の求めがないこともあって、報告を行っておらず、上記の 7 件については当該サイトにおいても掲載されていない。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>			

表 平成 21 年度以降に大阪航空局が実施した行政処分及び行政指導とその公表、ホームページ掲載状況

処分・指導年月日	処分・指導の種類	違反行為の概要	プレス発表の実施	ホームページへの掲載	
				自局ホームページ	国土交通省(本省)ネガティブ情報等検索サイト
平成21年8月6日	厳重注意 (行政指導)	業務規程違反、作業・検査不備	有	無	無
平成22年8月18日	厳重注意 (行政指導)	業務規程違反	有	無	無
平成22年9月22日	業務改善勧告 (行政指導)	機体整備不備、整備記録不備	有	無	無
平成22年9月22日	厳重注意 (行政指導)	電波を発する電子機器の資料	有	無	無
平成22年11月24日	厳重注意 (行政指導)	整備記録及び飛行記録の虚偽記載	有	無	無
平成23年5月20日	厳重注意 (行政指導)	修理改造検査の未受検	有	無	無
平成24年4月18日	厳重注意 (行政指導)	運行に影響を及ぼす医薬品の服用、航空日誌未登載及び飛行記録未記載	有	無	無

(注) 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

## 事 例 票

近畿管区行政評価局

No	事例票 4	対象機関名	近畿経済産業局
事項（項細目）	1 - (2)		
件 名	消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に係る違反行為に関して、経済産業局担当部長名による注意（行政指導）を行った場合は、年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載するよう経済産業本省から考え方が示されているが、これを実施していないもの		
<p>近畿経済産業局では、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に係る違反行為に関して、経済産業省本省（商務情報政策局製品安全課）から、効率的かつ統一的な対応を確保し、また、事故の未然防止や再発拡大防止のために、次のとおり措置することについて考え方が示されているとしている。</p> <p>① 行政処分及び経済産業局長名による嚴重注意（行政指導）を行った場合は、事業者名を含め、その内容についてプレス発表の上、ホームページに掲載する。</p> <p>② 経済産業局担当部長名による注意（行政指導）を行った場合は、年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載する。</p> <p>今回、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に関し、平成 21 年度以降の行政処分及び行政指導の公表状況を調査したところ、下表のとおり、①消費生活用製品安全法に関して近畿経済産業局長による嚴重注意を行った 2 件については、事業者名を含め、その内容についてプレス発表の上、ホームページにより公表されているが、②消費生活用製品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 7 件及び電気用品安全法に関して同局産業部長による注意を行った 122 件（平成 24 年度の 17 件については、年度途中の件数であるため除いている。）については、ホームページによる公表は行われていない。</p> <p>この点について、近畿経済産業局（消費経済課製品安全室）では、同局産業部長による注意を行った場合について、一般消費者に危害を及ぼすおそれがほとんどないため公表する必要はないと考えていたが、今回指摘されたように、違反行為の再発防止等の観点から公表すべきであったと考え、これまでに行った処分等について平成 24 年 11 月末に公表するとしている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>			

表 消費生活用製品安全法に関する行政処分等とその公表状況

(単位：件)

行政処分等の種類		公表に関する本省の指示	21年度		22年度		23年度		24年度	
			処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表
行政処分	改善命令	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示の禁止	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
行政指導	近畿経済産業局長による嚴重注意	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	2	2	0	0	0	0	0	0
	近畿経済産業局産業部長による注意	年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載	6	0	1	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。  
 2 平成24年度については、平成24年7月までの状況を計上した。

表 電気用品安全法に関する行政処分等とその公表状況

(単位：件)

行政処分等の種類		公表に関する本省の指示	21年度		22年度		23年度		24年度	
			処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表	処分等	公表
行政処分	改善命令	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
	表示の禁止	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
行政指導	近畿経済産業局長による嚴重注意	事業者名を含めてプレス発表 ホームページ掲載	0	0	0	0	0	0	0	0
	近畿経済産業局産業部長による注意	年間の一覧表として件数・概要をホームページに掲載	51	0	30	0	41	0	17	0

- (注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。  
 2 平成24年度については、平成24年7月までの状況を計上した。